

防衛省訓令第31号

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部を改正する省令（平成23年防衛省令第13号）の施行に伴い、及び防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則（昭和29年総理府令第39号）第44条の規定に基づき、防衛研究所の内部組織に関する訓令を次のように定める。

平成23年8月30日

防衛大臣 北澤 俊美

防衛研究所の内部組織に関する訓令

改正	平成24年 4月 6日 省訓第15号	令和 6年 3月31日 省訓第50号
	平成25年 5月16日 省訓第37号	
	平成26年 3月31日 省訓第22号	
	平成27年 4月10日 省訓第20号	
	平成28年 3月31日 省訓第34号	
	平成29年 3月31日 省訓第28号	
	平成30年 3月30日 省訓第26号	
	平成31年 3月29日 省訓第18号	
	令和 2年 3月30日 省訓第19号	
	令和 3年 3月31日 省訓第18号	
	令和 4年 3月31日 省訓第43号	
	令和 5年 3月31日 省訓第38号	

防衛研究所の内部組織に関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第18号）の全部を改正する。

（総務課）

第1条 総務課に、会計室及び課長補佐2人のほか、次の4係を置く。

総務・管理係

文書・保全係

人事第1係

人事第2係

2 総務課に、情報保証・システム専門官1人及び会計監査官1人を置く。

3 情報保証・システム専門官及び会計監査官は、課長の命を受け、防衛研究所長（以下「所長」という。）の定める事務に従事する。

4 会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

(2) 行政財産及び物品の取得及び管理に関すること。

- 5 会計室に、会計室長を置く。
- 6 会計室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
- 7 会計室に、室長補佐 1 人のほか、次の 3 係を置く。

会計第 1 係

会計第 2 係

会計第 3 係

(企画調整課)

第 2 条 企画調整課に、研究計画班及び交流計画班並びに企画係を置く。

- 2 企画調整課に、研究調整官 1 人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、国際交流企画官 1 人、国際交流調整官 1 人、調整専門官 1 人、情報発信調整官 1 人、情報発信・デジタル化推進専門官 1 人及び研究資料調査官 1 人を置く。
- 3 研究調整官は、課長の命を受け、調査研究及び研修の総合的な企画及び調整（国際交流企画官及び国際交流調整官の所掌に属するものを除く。）並びに調査研究の成果の管理等を行う。

- 4 国際交流企画官は、課長の命を受け、諸外国の研究機関等との国際交流に関する事務を総括する。
- 5 国際交流調整官は、課長の命を受け、諸外国の研究機関等との国際交流に関する企画及び調整を行う。
- 6 調整専門官は、課長の命を受け、所長の定める事務に従事する。
- 7 情報発信調整官は、課長の命を受け、調査研究成果の発信に関する企画及び調整を行う。
- 8 情報発信・デジタル化推進専門官は、課長の名を受け、所長の定める事務に従事する。
- 9 研究資料調査官は、課長の命を受け、調査研究に関する資料及び情報の収集及び整理を行う。
- 10 研究計画班及び交流計画班の所掌事務は、所長が定める。
- 11 研究計画班に、研究計画班長を置く。
- 12 研究計画班長は、課長の命を受け、班務を掌理する。
- 13 研究計画班に、研究計画係を置く。

1 4 交流計画班に、交流計画班長を置く。

1 5 交流計画班長は、課長の命を受け、班務を掌理する。

1 6 交流計画班に、交流計画係及び交流調整係を置く。

(防衛政策研究室)

第3条 防衛政策研究室は、我が国及び諸外国の防衛政策に関する調査研究（軍事戦略研究室、グローバル安全保障研究室及びサイバー安全保障研究室の所掌に属するものを除く。）を行う。

2 防衛政策研究室に、主任研究官2人を置く。

(軍事戦略研究室)

第4条 軍事戦略研究室は、我が国及び諸外国の防衛力の整備、防衛組織及び部隊の運用に関する調査研究を行う。

2 軍事戦略研究室に、主任研究官3人を置く。

(グローバル安全保障研究室)

第5条 グローバル安全保障研究室は、国際連合平和維

持活動、人道的な国際救援活動その他の国際社会の平和及び安全の維持に資する活動並びに安全保障の分野における宇宙及び海洋の開発及び利用に関する調査研究を行う。

2 グローバル安全保障研究室に、主任研究官 4 人を置く。

(サイバー安全保障研究室)

第 6 条 サイバー安全保障研究室は、サイバーに関する領域及び宇宙に関する領域における安全保障に関する調査研究（グローバル安全保障研究室の所掌に属するものを除く。）を行う。

2 サイバー安全保障研究室に、主任研究官 2 人を置く。

(政治・法制研究室)

第 7 条 政治・法制研究室は、安全保障の分野における政治及び法制等に関する調査研究を行う。

2 政治・法制研究室に、主任研究官 4 人を置く。

(社会・経済研究室)

第 8 条 社会・経済研究室は、安全保障の分野における社会、思想、経済、産業等に関する調査研究を行う。

2 社会・経済研究室に、主任研究官 1 人を置く。

(中国研究室)

第 9 条 中国研究室は、中国に係る国際関係及び安全保障課題に関する調査研究を行う。

2 中国研究室に、主任研究官 4 人を置く。

(アジア・アフリカ研究室)

第 10 条 アジア・アフリカ研究室は、アジア及びアフリカ地域における国際関係及び安全保障課題に関する調査研究（中国研究室の所掌に属するものを除く。）を行う。

2 アジア・アフリカ研究室に、主任研究官 3 人を置く。

(米欧ロシア研究室)

第 11 条 米欧ロシア研究室は、アメリカ、欧州及びロシア地域における国際関係及び安全保障課題に関する調査研究を行う。

2 米欧ロシア研究室に、主任研究官 4 人を置く。

(教務課)

第 1 2 条 教務課に、課長補佐 1 人のほか、次の 2 係を置く。

教務係

教材係

2 教務課に、教務専門官 1 人及び教育支援システム専門官 1 人を置く。

3 教務専門官及び教育支援システム専門官は、課長の命を受け、所長の定める事務に従事する。

(教育課程運営室)

第 1 3 条 教育部に、教育課程運営室を置く。

2 教育課程運営室は、研修の実施に関する事務（教務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 教育課程運営室に、教育課程運営室長を置く。

4 教育課程運営室長は、部長の命を受け、室務を掌理する。

5 教育課程運営室に、主任研究官 4 人を置く。

(戦史研究室)

第14条 戦史研究室は、戦史に関する調査研究及び当該戦史の編さん（安全保障政策史研究室及び国際紛争史研究室の所掌に属するものを除く。）を行う。

2 戦史研究室に、主任研究官5人を置く。

(安全保障政策史研究室)

第15条 安全保障政策史研究室は、第二次世界大戦後の我が国の安全保障政策に係る戦史に関する調査研究及び当該戦史の編さんを行う。

2 安全保障政策史研究室に、主任研究官1人を置く。

(国際紛争史研究室)

第16条 国際紛争史研究室は、諸外国の紛争に係る戦史に関する調査研究及び当該戦史の編さんを行う。

2 国際紛争史研究室に、主任研究官1人を置く。

(史料室)

第17条 戦史研究センターに、史料室を置く。

2 史料室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 戦史史料を保存し、及び利用に供すること。

(2) 戦史史料の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

3 史料室に、史料室長を置く。

4 史料室長は、センター長の命を受け、室務を掌理する。

5 史料室に、史料係を置く。

6 史料室に、主任研究官 1 人及び史料専門官 1 人を置く。

7 史料専門官は、室長の命を受け、所長の定める事務に従事する。

(図書運営班)

第 18 条 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和 29 年総理府令第 39 号。次条において「省令」という。）第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を分掌する特別研究官（第 4 項において同じ。）の下に、図書運営班を置く。

2 図書運営班の所掌事務は、所長が定める。

3 図書運営班に、図書運営班長を置く。

4 図書運営班長は、特別研究官の命を受け、班務を掌理する。

5 図書運営班に、図書総務係を置く。

(政策シミュレーション室)

第19条 省令第21条第2項第3号の事務を分掌する特別研究官（第4項において同じ。）の下に、政策シミュレーション室を置く。

2 政策シミュレーション室は、自衛隊の管理及び運営に関する政策シミュレーションに関する事務を行う。

3 政策シミュレーション室に、政策シミュレーション室長を置く。

4 政策シミュレーション室長は、特別研究官の命を受け、室務を掌理する。

5 政策シミュレーション室に、主任研究官2人及び政策シミュレーション専門官1人を置く。

6 政策シミュレーション専門官は、室長の命を受け、所長の定める事務に従事する。

(主任研究官)

第20条 主任研究官は、室長の命を受け、調査研究、戦史の編さん又は研修員（防衛研究所において研修を受ける者をいう。）に対する教育に従事するほか、所長から特に命ぜられた重要な事項に関する調査研究に従事する。

（課長補佐及び室長補佐）

第21条 課長補佐は、所長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

2 室長補佐は、所長の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

（係及び係長）

第22条 係の分掌事務は、所長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長、室長又は班長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

（委任規定）

第23条 この訓令に定めるもののほか、部、課、室及び戦史研究センターの内部組織並びに特別研究官の下

に置かれる組織に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日省訓第15号）

この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年5月16日省訓第37号）

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第22号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日省訓第20号）

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第34号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日省訓第28号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日省訓第26号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日省訓第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日省訓第19号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日省訓第18号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日省訓第43号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日省訓第38号）

この訓令は、令和5年3月31日から施行する。

附 則（令和6年3月31日省訓第50号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。